

インターンシップ募集要領

公益財団法人とちぎ建設技術センター(以下「センター」という。)では、職場における就業体験の機会を設けることにより、学生等の職業意識の向上やセンターに対する理解を深めていただくことを目的として、インターンシップを次のとおり実施します。

1 インターンシップの概要

(1)対象者

大学、大学院、高等専門学校、専門学校又は高等学校に在籍する学生等を募集します。応募多数の場合、受け入れ人数を調整させていただく場合があります。

(2)受入期間及び日数

平成30年7月23日(月)から9月28日(金)の期間における5日間とします。

ただし、高等学校等において就業体験の期間設定がある場合や、大学等における単位取得のため受入日数の延長を希望される場合については、事前にご相談ください。

(3)実施場所

当センター本部(宇都宮市)及び現場研修箇所(建設現場・建築現場・下水処理施設)

(4)実施内容

各プログラム(建設・建築・下水道部門)のとおりです。

(5)実施時間

8:30~17:15

2 申込方法及び受入決定

- (1) インターンシップを希望する学生は、エントリーシートを記入の上、在籍する学校へ提出してください。(個人での申込は受け付けていません。)
- (2) 学校の代表者は、平成30年6月29日(金)までにエントリーシートを提出してください。
- (3) エントリーシートの書類審査により受入学生等を決定します。受入の可否については、平成30年7月13日(金)までに学校を通じて連絡します。

3 受入条件等

(1)協定・誓約

受入にあたっては、在籍する学校との間で協定書を締結するとともに、学生等には誓約書を提出していただきます。

(2)報酬・手当等

報酬、手当、食費、交通費等の支給はありません。

(3)受入期間中の災害への対応、及び損害の賠償

学生等のインターンシップ期間中の災害及び通勤に際しての災害については、学校が対応する傷害保険及び賠償責任保険をもって充てるほか、学生等が故意又は過失により当センター又は第三者に損害を与えた場合は、学校及び学生等が連帯してその損害を賠償するものとします。(※以下に例示する保険等への加入の有無を確認します。)

大学生等:「学生教育研究災害傷害保険(付帯賠償責任保険を含む)」

高校生等:「日本スポーツ振興センター災害給付制度」及び「インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険制度(産業教育振興中央会)」

(4) 規程等の遵守、及び機密保持義務

当センターの規程、その他関係する規則を遵守し、指導、監督、助言等に従うとともに、当センターで知り得た機密を一切漏らさないこととします。

(5) 経費の負担

インターンシップの実施に要する経費は、当センターが負担します。

(6) その他

この要領により難い特別な事情（要望等）がある場合には、事前にお問い合わせいただくか、エントリーシートに記入してください。

4 要領・様式等ダウンロード

<https://www.tochigictc.or.jp>

5 受付窓口

公益財団法人 とちぎ建設技術センター

総務課 國安・松島 TEL 028-626-3186